

福井市障がい者福祉団体等活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者福祉団体等（以下「団体」という。）が、障がい者の自立と社会参加を促進するために実施する社会福祉事業に対して補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、原則として障がい者又はその家族（その活動を支援する者を含む。）で組織された障がい者の福祉向上のために活動する団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 福井市内に主たる活動拠点を有し、営利を目的としない団体であること。
- (2) 第6条の規定による提出のあった日の属する年度の4月1日において、団体の設立の日から1年を経過している団体であること。
- (3) 第1条の社会福祉事業について、年間を通じて計画的かつ継続的に活動を行う団体であること。
- (4) 過去にこの要綱に基づき補助金の交付を申請したことのある団体の場合は、正当な理由なく補助事業を実施しないことその他交付対象団体として不適切な行為を行ったことがない団体であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、障がい者の自立と社会参加を推進するものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の会員対象の研修会、講習会及び健康増進事業
- (2) 各種大会派遣事業
- (3) 市民対象の研修会、講演会等事業
- (4) 市民対象の啓発広報事業
- (5) その他補助が適当と市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、交付対象となる事業が、次に掲げる事業に該当する場合は、補助の交付対象外とする。

- (1) 政治団体若しくは宗教団体の活動又は宗教もしくは政治のための活動と認められる事業
- (2) その他市政の方針に反する事業

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費で別表に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- (1) 飲食費
- (2) 団体運営に関する経費（研修会等を伴うものは除く。）
- (3) その他補助が不相当と市長が認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、毎年度予算の範囲内において市長が定めた額を限度とする。

- 2 市長は、次条の規定による申請の額の合計額が前項の額を超えるときは、前項の額を超えないよう対象経費の額に応じて按分を行い、第7条の規定による交付決定の額を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、事業を開始するまでに市長に補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 団体の規約、定款等
 - (4) 前年度における1年間の活動実績及び収支決算が確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、市長に変更承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、これを審査し、補助事業の内容又は経費の変更を承認したときは変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、事業達成に必要であると認めた場合は、交付決定額の1/2以内で概算払することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して2週間以内に事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 収支決算書(様式第8号)
 - (2) 対象経費を支出したことが確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告に基づく審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し当該団体に通知するものとする。

る。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(失 効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、失効日の前日までに交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項に定める規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項に定める規定は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	内容
報償費	(1) 講演会、講習会、研修会等の講師への謝礼
	(2) 会員以外の者から提供されたものに対する対価又は感謝の意を表す謝礼
旅費・交通費	市外で行われる会議等の出席に伴う出張の交通費及び宿泊費。ただし、実費に相当する額を上限とする。
印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷製本費
広報費	団体活動について広報する媒体に係る費用
通信費	郵便料等
保険料	ボランティア保険等
使用料及び賃借料	施設使用料、バス等の借上げ費
消耗品費	事業を実施する上で必要な消耗品に係る経費
負担金	会費とみなされるものを除く。